

ストレスチェック事業における

医師面接指導報償金支払い時の注意事項について

「群馬県教育委員会事務局等職員ストレスチェック事業における、医師による面接指導に係る産業医報償金支給要領」に基づき、所属の産業医に報償金を支払うときの注意事項については、下記のとおりです。

記

所得税等の源泉徴収の取扱いについては、「給与所得」とし、財務会計システム上の控除区分は「01 俸給・給料等（職員外）」としてください。

＜根拠＞別添平成26年9月30日付け審第160-1号審査課長通知「所得税等の源泉徴収の取扱いについて（通知）」により前橋税務署に確認（H31.1.16）

- ・所得税法204条第1項（報酬・料金等の該当になるもの）に該当しない。
- ・業務の性質を過去の事例と照らし合わせたところ、給与等と判断する。